



休日設定における注意

下記のような年間休日を設定する場合、**事前に労働基準監督署へ書類を作成・提出する必要があります**のでご注意ください。

労働基準監督署に書類提出が必要な休日設定例

① 産業カレンダーを使用する場合

自社の休日計画に使用する場合、該当します。

産業カレンダーを使用しない場合でも

② 1週間の労働時間が40時間を超える週がある場合

1日の労働時間が8時間であり、週6日の稼働日を設定する場合など

上記に該当する事業所は下記について必ずご対応ください。

労働基準監督署へ提出が必要な書類

① 「1年単位の変形労働時間制に関する労使協定書」

⇒ 使用者（経営者）と労働者（従業員）が変形労働時間制の内容について合意した書類。

② 「1年単位の変形労働時間制に関する協定届」

⇒ 上記①の労使協定書の内容に基づいて、労働基準監督署へ届け出るための書類。

③ 「自社が定めた休日計画のカレンダー（産業カレンダーを使用する場合は産業カレンダー）」

⇒ 自社が定めた休日計画を示した資料あるいはカレンダーを指します。

※自社の控えが必要な場合は、①～③をそれぞれ2部提出ください。

その他注意事項

①労働基準監督署へ書類提出が必要な休日設定に該当する場合は、1年単位の変形労働時間制の**開始前に書類を提出している必要があります**。

②休日設定が**毎年これらに該当する場合は、毎年、書類の提出が必要です**。

③該当する場合は**会社の規模、事業の内容問わず、提出が必要です**。

・変形労働時間制を適用するための労使協定書と協定届の作成、ご提出にあたりご不明な点につきましては労働基準監督署や社会保険労務士などにご相談ください。

・三条商工会議所では無料の労務相談も実施しております。（事前予約が必要です。）